

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 第5期中期計画(案)の概要

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 自立支援のための取組

(1) 地域移行の推進【重要度(高)、難易度(高)】

○ 重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、施設入所利用者の地域への移行を引き続き推進していく。なお、施設入所利用者の重度・高齢化が顕著となる中で、受入環境が整わず出身地への地域移行が困難な状況になっている場合であっても、施設入所を継続するのではなく、地域で日常または社会生活を営むことができるよう努める。

また、施設入所利用者の地域生活移行は、全国の障害者支援施設に共通する課題であり、取組の推進を図るためにも、これまでのぞみの園で実践してきた地域移行までのプロセスの効果的な情報発信に取り組む。

〈具体的な取り組み〉

- ▶ 自ら意思を伝えようとする意欲が育つよう、当法人のグループホームでの宿泊体験等を通じて、本人の意思が尊重された地域生活体験を積み重ね、本人の意向の確認、社会的スキルや移行に関する配慮事項の把握などを行う。
- ▶ グループホームでの暮らしや出身自治体の受入れ状況、地域移行者の現在の暮らしぶり等を説明する機会を設け、保護者等の同意が得られるよう努める。
- ▶ のぞみの園が独立行政法人に移行する以前から入所している施設入所利用者の地域移行先として日中サービス支援型グループホームを設置・運営し、加齢に伴い機能低下・重症化が顕著であり、特別な支援が必要な者に対する地域生活モデルの構築に取り組む。

(2) 高齢知的入所者への支援

○ 高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践する。支援にあたっては、身体機能の低下が著しい者、医療的ケアが日常的に必要な者及び認知症を発症した者への適切な支援の提供など、重度・高齢化の進展を踏まえ、医療と福祉との連携を重視しながら、機能低下に対する予防的なケアに取り組むとともに生活環境の整備を図る。また、住み慣れた場所・環境で最期を迎える「ターミナルケア」を実践し、そのノウハウの情報発信に取り組む。

〈具体的な取り組み〉

- ▶ 身体機能の低下が著しい者、医療的ケアが日常的に必要な者及び認知症を発症した者に対する効果的な支援のあり方等を検証し、全国の障害者支援施設等に支援モデルを提供する。
- ▶ 高齢知的障害者に対して、機能低下を予防するためにリハビリ等の内容を取り入れた日中活動を提供する。また、意欲や気力の低下を予防するために文化的な活動を取り入れた日中活動を提供する。
- ▶ 施設入所利用者の状態に応じて心身機能に配慮した生活環境の改善を図る。また、ターミナルケアの観点から、生活環境のあり方を検討する。

(3) 有期入所利用者の受け入れ【重要度(高)、難易度(高)】

○ 主に知的障害・発達障害を起因とする著しい行動障害や社会的不適応・問題行動等があり、地域生活を営むことが困難な者等を引き続き有期限で受け入れる。本人の特性を考慮した適切な支援プログラムを作成するなどモデル的支援を行う。

また、のぞみの園において適切なアセスメントに基づいた環境調整、医療と福祉の効果的な連携により、行動障害の状態にあわせた段階的な支援を提供するなど、短期・集中的な支援を行い、併せて地域の施設・事業所等へ必要な支援を示す。

〈具体的な取り組み〉

- ▶ 地域での自立した生活を目指して本人の障害特性にあった適切な支援プログラムを作成し、それに基づいた施設入所支援等を提供する。
- ▶ 入退所に際しては、関係機関で構成する個別支援会議を開催するなど、関係機関との連携を図る。特に、社会不適応・問題行動があり矯正施設等を経由して入所する者については、法務関係機関や地域生活定着支援センター等と連携・協力を図る。
- ▶ 支援等に関する問い合わせについては積極的に支援方法等の情報提供に努めるほか、要請に応じて支援会議へ参加し助言を行う。また、要請に応じて研修会の講師を行うほか、支援の実際、研究の成果等について、ホームページやニュースレターを通じて情報発信する。
- ▶ 外部からの定期的なコンサルテーションを受けるとともに、現任研修や人事交流を促進するなど、効果的な人材育成に取り組む。

(4) 医療的ケアが日常的に必要な必要な者への支援【重要度(高)】

○ 医療的ケアが日常的に必要な重度知的障害者であって、地域生活を営むことが困難な者を有期限で受け入れ、モデル的支援を提供する。支援にあたっては、のぞみの園においてアセスメントを行い、支援が困難となっている状況を緩和(医療的ケアに集中できるよう)する取組のほか、地域に戻って生活ができるよう支援方法等をマニュアル化したものを作成するなど、移行モデルを構築し提供する。

〈具体的な取り組み〉

- ▶ 高齢等による身体的な機能低下によって医療的ケアが日常的に必要な知的・発達障害者を、一時的なセーフティーネットとして期間を設定して受け入れ、個々の障害特性に沿った支援の留意点を把握・整理したうえで、退所後の地域での自立した生活に資する支援プログラムを作成し、それに基づいて施設入所支援等を提供する。
- ▶ 移行先での住まいのあり方や支援方法を踏まえた地域資源の開発や支援機関のネットワーク化など地域で支える仕組みづくりを行い、早期に退所後の生活に移行するモデルを構築する。
- ▶ 地域における医療との連携体制の実践例の蓄積や、そのあり方を整理して情報発信・普及に取り組む。

2 調査・研究【重要度(高)】

- 知的障害・発達障害に関する国の政策課題等について、障害福祉施策立案のための基礎的なデータの収集・分析、のぞみの園のフィールドを活用したモデル的支援の実践成果の取りまとめ、知的障害関係施設従事者等の資質向上のためのガイドライン作成や効果的な実務研修プログラムの開発等、のぞみの園でなければ実施できないものに特化して、各年度において、具体的なテーマ等を設定して調査・研究を行う。

なお、調査・研究は、その成果が全国の知的・発達障害関係施設等で活用(ICT活用を含む)されるなど、支援の実践に繋がるものとする。

〈具体的な取り組み〉

- 各年度において行う調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について、外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」において協議を行い、結果についても評価・助言を受ける。また、調査・研究業務を計画的かつ効率的に進めるため、関係各部署との連携・調整、進捗状況の把握並びに調査・研究の成果の活用方法等について協議し実施する。
- 調査・研究の成果について、ニュースレターに分かりやすく掲載、また、研究紀要として定期的に刊行・配布するとともに、ホームページに掲載し、広く知的障害関係施設等に情報発信を行うほか、積極的に各種学会での発表や講演、研修などの機会やSNSなどを活用して、蓄積した研究成果をわかりやすく情報発信し、普及・啓発に努める。
- 国内外の研究者に活用されやすいものとするため、研究データの適切な保管、デジタルデータの提供体制を構築する。研究成果の利活用状況を自己点検するための体制を整備する。

3 養成・研修

- 障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的・発達障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を行う。なお、養成・研修は、全国の知的・発達障害関係施設等で活用されるよう、支援の実践につなげることができるような内容とし、成果等を発表する機会を設ける。

〈具体的な取り組み〉

- 国の政策課題や知的・発達障害者に対する支援技術に関すること等(行動障害を有する方への支援、矯正施設退所者への支援等)をテーマに設定して、研修会及びセミナーについて、オンラインなどにより開催する。
- 国の政策課題である高齢知的・行動障害・矯正施設・発達障害の分野について、知的・発達障害関係施設及び関係機関の職員等の専門性の向上を図るため、のぞみの園のフィールドを活用した実践で役立つプログラムを取り入れたコース別の実務研修を実施する。
- 大学・短大・専門学校等の実習生を積極的に受入れ、それぞれのニーズに対応した計画的かつ効果的な実習を提供する。

4 援助・助言【重要度(高)】

- 重度知的障害者の地域移行、知的・発達障害者の支援方法及び障害者総合支援法に基づくサービスの支援技術について、のぞみの園における専門的・先駆的な取り組みや調査・研究の成果等に基づき、全国の知的・発達障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行う。その際、全国の知的・発達障害関係施設等における自立支援活動に寄与することが可能となるよう、支援の実践につなげることができるような内容とする。
- また、求めに応じてのぞみの園から研修講師や支援についてのアドバイザーの派遣を行い、障害者支援の質の向上に寄与する。

〈具体的な取り組み〉

- のぞみの園が蓄積したノウハウに基づき、適切かつ専門性の高い援助・助言を行う。
- 自治体、障害者支援施設及び関係機関等が主催する研修会等への講師派遣や支援についてのアドバイザーとなる職員派遣に積極的に対応するとともに、援助・助言の一環として、障害者支援施設等に従事する職員を実務者研修として受入れ、実践を通して学ぶ機会を提供する。
- 援助・助言の事例を集約し、ホームページやニュースレター等を通じて情報発信する。
- 著しい行動障害を有する者の支援体制の強化を図るため、全国の先進事業所との連携を進め支援等についての全国ネットワークの構築に向けた取組を行う。

5 その他の業務

(1) 診療所の運営

- ・運営にあたっては、施設利用者の高齢化、身体機能の低下に対応するため、予防医療やリハビリ等一人ひとりの状態にあった適正な医療を提供し、ADLの維持・向上に努める。また、行動障害を有する者等への心理・精神面からの医療的アプローチによる二次障害等の軽減を図るなど診療所の機能を有効に活用する。
- ・健康診断等の予防的医療を地域の知的障害・発達障害等のある者に提供するとともに、ライフステージにおいて必要な医療提供につなげる。
- ・臨床実践で得られた「医療と福祉の連携モデル」を研究部と協業し全国の障害者施設等へ情報発信を行う。

(2) 発達障害児・者の支援

精神科医療と福祉的支援の連携を図り、発達障害児・者に対し、適切なアセスメントを実施し、本人の障害特性にあった効果的な支援を提供する。行動障害に対するリスクが軽減されるよう、就学前から継続的かつ予防的に、関係機関との連携を図り、切れ目のない支援を実施する。

(3) 地域の障害者に対する短期入所、就労支援、日中一時支援など地域生活の支援を行う。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 効率的な業務運営体制の確立

(1) 効率的な業務運営体制の確立及び人事管理に関する体制の見直し

提供するサービスの質を確保しつつ、国の政策課題やのぞみの園の目的を円滑に実行するための効率的かつ柔軟な組織とするため、組織編成等の業務運営体制について、継続的に見直しを行う。また、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員の配置や資質の高い人材をより広く求めるとともに、研修や人事交流等を通じた人材育成を図り、専門性の高い組織運営に努める。さらに、給与水準について常に検証し、その検証結果や取組状況を公表し、十分に国民の理解が得られるものとする。

(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減

一般管理費及び事業費等の経費(運営費交付金を充当するもの(※1))について節減(※2)する。

※1 定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く。

※2 具体的な節減割合は(〇%)については、**検討中**。

2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用

既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図る。

3 合理化の推進

契約については、原則として一般競争入札によるものとし、引き続き随意契約の適正化を推進する

第3 財務内容の改善

自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において総事業費(※1)に占める自己収入の比率を増加(※2)する。

※1 定年退職者に係る退職手当を除く。

※2 具体的な増加割合(〇%)については、**検討中**。

第4 その他業務運営に関する重要事項

1 施設整備や改修等

適切な支援サービスの確保に留意しつつ、施設利用の状況、社会経済情勢を踏まえ、その必要性や経費の水準等について十分に精査する。

2 内部統制強化への取組

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について(平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知)を踏まえて、必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制が有効に機能しているか点検・検証を行うとともに、内部統制に係る事項について、役職員で認識の共有を図る。

3 情報セキュリティ対策の強化

- ・「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行う。
 - ・政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、これに基づき、セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。
- さらに、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図る。

4 提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保

適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を実施する。また、その評価結果等を公表し、事業運営への反映に努める。

第5 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画

※ 検討中

第6 短期借入金の限度額

※ 検討中

第7 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

※ 検討中

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

※ 検討中

第9 剰余金の使途

※ 検討中

第10 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

※ 検討中